（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条の二　令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2　令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第五のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第六条の三　標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

2　前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

（標章等の再交付の申出）

第六条の四　標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2　前項の規定による申出は、別記様式第七の申出書を提出して行うものとする。

（標章等の返納）

第六条の五　標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一　当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。

二　標章等の有効期限が到来したとき。

三　標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

（公用令書等の様式）

第七条　令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

（防災会議への報告の様式）

第九条　令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十三及び別記様式第十四のとおりとする。

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条　令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2　令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（公用令書等の様式）

第七条　令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第五から別記様式第七まで、別記様式第八及び別記様式第九のとおりとする。

（防災会議への報告の様式）

第九条　令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十及び別記様式第十一のとおりとする。